

新型コロナウイルス感染症拡大防止に 対応した税務上の取扱いについて

Issue 159, March 2020

In brief

2020年1月8日に世界保健機関(WHO)により新型ウイルスと認定された新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、各省庁から新型コロナウイルス感染症対策関連の対応が公表されています。2020年度(令和元年度)の個人の申告・納付については、既に国税庁や総務省のウェブサイトで取扱いが公表されておりましたが、「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」(以下、「FAQ」)が、2020年3月25日に国税庁より公表されました。FAQでは、法人による申告の場合も、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」)による一定に事象が生じた場合には、個別の申請による期限延長(個別延長)が認められること等が明らかにされています。本号では、法人による感染症対応について、FAQの内容を中心に解説致します。また、今後の政府の緊急経済対策による税制措置につきましては、法律案が公表され次第、アラートを配信する予定です。

なお、海外における感染症対応の税制措置については、下記のリンクをご参考ください。

<https://www.pwc.com/gx/en/services/tax/navigate-the-tax-measures-in-response-to-Covid-19.html>

In detail

1. 感染症対策関連の税務執行上の措置とFAQの公表

我が国でも感染症の拡大を受け、税務執行上の措置として、申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長についての告示(2020年3月6日付告示)が公表され、感染症の影響による納税猶予の制度の手続き等が国税庁のウェブサイトに掲載されました(2020年3月13日)。

これから決算期を迎える法人においては、現下の感染症拡大の状況において、決算書類の作成や株主総会の開催等に支障が生じると懸念されることから、各省庁よりその対応についての案内等が公表されています¹。このような状況も踏まえ、2020年3月25日に国税庁はFAQを公表し、3月6日付告示による申告・納付期限の一括延長の対象とされていない場合の対応(個別の申請による期限延長(個別延長))や、個別延長制度又は延納制度の適用となる具体的な事例、感染症に関連して緊急支援を行った場合の取扱い等の解説を行っています。

¹ 法務省「定時株主総会の開催について」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html

経済産業省「株主総会に関するお問い合わせについて」

https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai.html

金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html>

感染症に関する国税庁の対応等については、以下の国税庁のウェブサイトで納税者に向けた情報の提供が行われています。

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

2. 確定申告における申告・納付期限について

2.1 感染症に関して一括延長が認められる場合

申告・納付期限の一括延長の対象となるのは、2020年3月6日付告示に示された税目（申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税）で、に係るもの（ただし、期限が2020年2月27日から同年4月15日までの間に到来するものに限ります）²で、法人税、法人事業者の消費税、源泉所得税、相続税等は対象とされておりません（なお、出国による準確定申告や出国者の贈与税申告等は一括延長の対象外です）。

ただし、一括延長の対象とされていない税目についても、災害その他やむを得ない理由により、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別の申請による期限延長（個別延長）が認められています（国税通則法11条、国税通則法施行令3条3項、4項）。

2.2 感染症に関して個別延長が認められる場合

今般の感染症に関しては、以下のような状況も「その他やむを得ない理由」として、法人の申告・納付について個別延長の対象となることが明らかにされています（2申告・納付等の期限の個別延長関係問2）。なお、個別の申請により申告期限等が延長される場合は下記以外にも認められる場合がありますので、所轄の税務署又は国税局へのご確認をお勧め致します。

- ①税務代理等を行う税理士（事務所の職員を含む）が感染症に感染したこと
- ②法人の役員、経理責任者などが、現在、外国に滞在しており、ビザが発給されない又はそのおそれがあるなど入出国に制限等があること
- ③次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと
 - ・経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなつたこと
 - ・学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行つたことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
- ④定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと（今般の新型コロナウイルス感染症に関連して、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じ、申告期限までに決算が確定しない場合等）

感染症に関連した資金繰りの悪化により納付できない場合は、上記のような、災害その他やむを得ない理由により期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には該当しません。従って、個別延長による納付期限の延長は認められませんが、納付の猶予制度を申請することは可能です（2申告・納付等の期限の個別延長関係問5）。

2.3 個別延長の申請と延長期間等

個別延長の適用を受けようとする場合には、災害その他やむを得ない理由（今般の感染症については上記の理由）のやんだ日から相当の期間内（おおむね1ヶ月以内）に、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」³を、所轄の税務署又は国税局に提出する必要があります。申請書には、申請者の状況、税理士の関与状況、部署の閉鎖や業務制限の状況、緊急措置の概要など、参考となる具体的な事実を記載します。

申請により、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から2ヶ月以内）まで期限が延長されます。

² 申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税、個人事業者の消費税（及び地方消費税）に係る申告書等の提出及び納付、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調査の提出等に関する法律の規定に基づく調査の提出 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/tetsuzuki.htm>

³ <https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/kosei/annai/pdf/2834.pdf>

なお、上記④の場合(株主総会開催の時期を例年より遅らせる場合)は、「申告期限の延長の申請書」⁴の提出により、法人税の申告・納付期限を延長することもできます(法人税法 75条)。この延長の適用を受けようとする場合には、事業年度終了の日の翌日から 45 日以内に、所轄の税務署又は国税局に提出する必要があります。個別延長の場合と異なり、延長期間については利子税の納付義務が生じます。又、消費税の申告・納付についてはこの延長制度の適用はできません。

3. 納付の猶予制度と適用要件

災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、国税を納付期限までに納付することができない場合は、申請により最大で 1 年間⁵、延滞税が減免される分割納付が認められます(国税通則法 46 条)。対象は法人、個人のすべての税目が対象となります。今般の感染症に関連し、納付期限までに納付することができない場合には、猶予制度の適用が認められる場合があることが明らかにされました(4 納付の猶予制度関係)。

3.1 感染症に関して納税猶予が認められる場合

感染症に関して以下のような事情により、国税を納付期限までに一時に納められない場合は、申請により最大で 1 年間、延滞税が減免される分割納付が認められます(4 納付の猶予制度関係 問 2)。

- ① 災害により財産に相当な損失が生じた場合(新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合等)
- ② ご本人又はご家族が病気にかかった場合(納税者本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用)
- ③ 事業を廃止し、又は休止した場合(納税者が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額)
- ④ 事業に著しい損失を受けた場合(納税者が営む事業について、予約キャンセルその他で利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額)

3.2 納税猶予の申請等

納税猶予の適用を受けようとする場合には、災害等のやんだ日から 2 月以内に、「納税の猶予申請書」⁶を、所轄の税務署又は国税局に提出する必要があります。猶予申請書のほか、「資産及び負債の状況を明らかにする書類」、「今後の収入及び支出を明らかにする書類」、「個別の事情が確認できる書類(納税の猶予の場合)」等の提出が必要な場合もあります(4 納付の猶予制度関係 問 6)。詳細は、下記の国税庁ウェブサイトをご参照下さい。

新型コロナウイルス感染症の影響により、財産に相当な損失を受けた場合の納税の猶予の手続
<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24100011.htm>

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に著しい損失を受けた場合等の納税の猶予の手続

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200001a.htm>

納付の猶予制度の適用を受けている期間については、延滞税が軽減又は免除されますが、納期限から納付の猶予制度の適用が開始するまでの間は延滞税が発生しますので(4 納付の猶予制度関係 問 3)、申請の提出のタイミングに留意する必要があります。

納付の猶予制度の適用を受けるためには、通常、担保が必要となります。感染症の影響により納付の猶予制度の適用を受ける納税者については、財産の状況などから担保の提供ができることが明らかである場合を除き、担保は不要とされています(4 納付の猶予制度関係 問 7)。

⁴ <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/010705/pdf/ts044.pdf>

⁵ 原則、1年間猶予が認められ、状況に応じて更に1年間猶予される場合がある。

⁶ http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/pdf/28C001_2.pdf

4. 感染症に関する対応として自社製品等を提供した場合の法人税法上の取扱い

感染症対策に伴い、各種イベントの中止・延期や小学校、中学校等の一斉臨時休業などの対応が求められ、この結果発生する未利用食品に対する取組み(フードバンク活用の促進等)が、農林水産省及び消費者庁等で進められています⁷。

そこで、企業が自社製品(食料品)を生活困窮者支援団体やフードバンク団体等に無償で提供した場合の、当該費用の損金算入の可否が問題となります。FAQでは、自社製品等の提供が、①不特定又は多数の生活困窮者等を救援するために、②緊急、かつ、今般の感染症の流行が終息するまでの間に限って行われるものであれば、提供時の損金算入とする扱いを明らかにしています(6 新型コロナウイルス感染症に関する税務上の取扱い関係)。

一般的に、法人が不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等(他から購入した物品やサービスの提供を業務とする法人が行う役務の提供も含む)の提供に要する費用の額は、寄附金の額又は交際費の額に該当しないと扱われています(法人税基本通達9-4-6の4、租税特別措置法関係通達(法人税編)61の4(1)-10の4)が、今般の感染症に関する自社製品の提供を行った場合も費用として損金算入できることを明確にしたものです。

5. 今後の経済緊急対策と税制措置

政府は、納税猶予に伴う延滞税の免除や、中小企業等の固定資産税減免等を盛り込んだ緊急経済対策を含む 2020 年度補正予算案を 4 月上旬にも閣議決定する予定であることが報道されています。新たな税制措置につきましては、法律案が公表され次第、アラートを配信する予定です。

⁷ 消費者庁「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の扱いについて」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/efforts/case_001.html

農林水産省「新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者から発生する未利用食品についてのフードバンクへの情報提供について」

<https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyo/200304.html>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

パートナー

鬼頭 朱実

パートナー

白崎 亨

ディレクター

荒井 優美子

シニア・マネージャー

小原 一博

マネージャー

山田 盛人

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。